R_{28} ＝ 0.0339
R_{29} ＝ 0.0000

S_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{17} ＝ 0.022
T_{18} ＝ 0.021
T_{19} ＝ 0.021
T_{20} ＝ 0.025
T_{21} ＝ 0.026
T_{22} ＝ 0.026

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.019
V_{22} ＝ 0.019
V_{23} ＝ 0.019

W_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{21} ＝ 0.019
X_{22} ＝ 0.019

R_{28} ＝ 0.0339

S_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{17} ＝ 0.022
T_{18} ＝ 0.022
T_{19} ＝ 0.025
T_{20} ＝ 0.025
T_{21} ＝ 0.026
T_{22} ＝ 0.026

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.019
V_{22} ＝ 0.019
V_{23} ＝ 0.019

W_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{21} ＝ 0.019
X_{22} ＝ 0.019